

岐阜県優良防犯器具等認定事業細目

(趣旨)

第1条 この細目は、岐阜県優良防犯器具等認定事業規程（以下「規程」という）に基づき必要な事項を定めるものとする。

(認定簿)

第2条 協会に優良防犯器具等認定簿を備え付け、認定状況を管理するものとする。

(手数料)

第3条 規程第11条に定める審査手数料は申請にかかる物件ごとに別表1のとおりとする。

附則

この細目は、平成21年 7月 1日から施行する。

別表1

1物件につき	審査手数料
	30,000円

消費税別途